

■議案第121号 四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)が施行されたことに伴い本条例を制定するものです。

【内容】

道路法第30条は、これまで道路の種類の区分なく道路の構造の技術的基準を政令へ委任していたが、第1次一括法第33条による改正で道路法第30条第4項が追加されたことにより、原則として政令では高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準を定め、都道府県道及び市町村道については、一部を除き政令で定める基準を参酌すべき基準として、条例で定める旨が規定されました。

これに伴い、町道の構造の技術的基準を定める条例を制定するものです。